

令和2年度 三朝町社会福祉協議会事業計画

〔1〕基本方針

「誰もが安心して暮らせるまち」をめざして、社協の役割である地域福祉の推進に努めます。住民の福祉意識の啓発・高揚、生活課題の共通認識と発見、住民による支え合い活動を促進するため、その基礎的組織としての集落福祉連絡会の設置を推進します。また、権利擁護や生活困窮等の問題に対しては、関係機関との連携を強化して要支援者の発見と適切な支援により安心した地域生活の維持継続に努めます。

一方、経営状況が厳しい介護サービス事業については、昨年度決定したとおり今年度前半を目途に、町とも十分に協議し事業継続等について判断することとします。

指定期間の最終年となる町立福祉センター事業については、指定管理者として適切な管理運営に努めるとともに、次期指定について町と協議します。

〔2〕重点事項

1. 小地域福祉活動推進体制の充実
2. 相談支援活動の強化
3. 介護サービス事業の検討

〔3〕実施計画

【総務課 総務係】

法令等を順守して、社会福祉法人としての適正運営に努めます。

町、県、県社協からの受託事業を含む福祉事業により、地域福祉活動を推進します。小地域ネットワークの充実を図るために、集落への働きかけを強化して集落福祉連絡会の取組みを推進します。生活困窮等の個別支援では、要支援者が安心して相談できるよう事業広報や関係機関との連携に努めます。広報事業では、災害時の体制整備や日常的な住民同士の支え合い活動等について積極的に広報啓発を行います。

また、指定管理者として町立福祉センターの適切な管理運営を図ります。

(1) 法人運営

- ①理事会・評議員会・監事会の開催
- ②人事・労務管理
- ③適正な会計事務、庶務全般
- ④会費、寄附金の收受

(2) 広報啓発活動の推進

- ①広報誌「福祉みささ」の発行（全戸配布）
- ②福祉まつりの開催…住民参加の促進
- ③福祉大会の開催
- ④ホームページの活用と充実

(3) 地域福祉活動の推進

①小地域ネットワークの充実

◇集落福祉連絡会の推進

集落の福祉課題等を話し合う体制づくりを促進するために、集落を訪問して課題の把握や住民活動の提案等を行う。集落での福祉学習に対しては講師派遣等の協力を行う。

◇愛の輪運動の推進…一人暮らし後期高齢者への訪問員配置促進

関係者と連携した状況把握と運動の充実

◇救急医療情報キットの配布・活用…広報の強化とキット配布の推進

◇福祉関係者合同研修会の開催（年1回）

②高齢者の閉じこもり・介護予防、生きがいづくり事業の推進

◇地区別高齢者交流会の開催（9地区、各地区月1回）

③生活支援コーディネーターの配置（町委託：介護予防・日常生活支援総合事業）

◇サービスの開発、関係者のネットワークの構築を推進

◇既存集落サロンの支援

④サロン事業の推進（町委託：介護予防・日常生活支援総合事業）

◇地区別いきいき元気サロンの開催

◇集落サロンの開催促進

⑤日常生活自立支援事業の推進（県社協委託）

⑥生活困窮者自立支援事業の推進（県委託）

◇事業広報の強化（チラシの全戸配布等）

◇事業推進体制の充実とニーズ把握の強化

◇関係機関との連携強化

⑦配食サービスの実施

◇ボランティア配食サービス(週1回、昼食を配食)

⑧生活福祉資金の貸付

⑨福祉体験等の実施

◇車イス体験・アイマスク体験・デイサービス交流

◇夏休みボランティアスクールの開設（小学5・6年生、中学生）

⑩相談事業の推進

◇定例相談所の開設（月1回行政相談開設）

◇事務局での随時相談受付…相談員、関係機関と連携した問題解決の促進

◇相談員研修の実施

⑪福祉教育の推進…小・中学校との連携

中学生トライワークへの協力

⑫福祉関係団体の支援

◇事務局を担当する福祉団体…老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会

知的障害者育成会、精神障害者家族会、遺族連合会

⑬祭壇・レクリエーション用具等の貸出事業

(4) ボランティアセンター事業

①ボランティア連絡協議会の開催

②ボランティア講座の開設

③介護支援ボランティア事業の推進（町委託）

◇介護支援ボランティアの広報啓発（チラシの全戸配布）

◇ボランティア・活動施設等の募集と連絡調整

④ボランティアコーディネーターの養成（県社協養成講座の受講）

⑤学生服リユース事業の実施

⑥災害救援ボランティア活動の体制強化

平成19年度に作成した「災害救援ボランティア活動マニュアル」の見直しを行うとともに、災害時の住民活動について関係機関等との共通理解を図る。

(5) 福祉センターの管理運営

指定管理者（平成30～令和2年度）として、適正な施設管理と利用促進を図ります。

(6) 共同募金活動への協力（共同募金委員会）

赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金、災害義援金

【介護課】

利用者・家族のみなさんが安心・信頼して利用できる相談・介護サービスの提供に努め、利用者の自立支援と介護者支援による要支援者の在宅生活の維持継続を推進します。

【居宅介護支援係】

指定基準を遵守した事業運営を図るとともに、関係機関等との連携を強化して利用者・家族の立場に立って在宅生活を支援します。

(1) ケアプランの作成

①プラン作成目標 要介護 100件/月 要支援・総合事業 20件/月

②検討会等を充実し、利用者支援の強化に努める。

(2) 町委託事業の推進

- ①訪問調査の実施
- ②介護予防プランの作成

【ホームヘルプ係】

関係機関等と連携を図りながら、利用者の在宅生活の支援に努めます。

(1) 訪問介護事業の実施

- ①月の訪問回数220回を目標に利用者の確保に努める。

(2) 介護予防訪問介護相当サービスの実施

(3) 障害者居宅介護事業の実施

(4) 外出支援サービスの実施（町委託）

(5) 産後ヘルパー事業の実施（町委託）

(6) 重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業の実施（県補助）

【デイサービス係】

通所介護事業では、サービスの充実を図り利用者満足度の向上を目指します。また、新規利用者獲得のため、居宅介護支援事業所との連携、広報によるPRを図ります。障害者日中一時支援事業では、利用者の社会参加の促進、健康増進に努めます。

(1) 通所介護事業の実施

- ①個別の機能訓練の充実による身体機能の維持向上を図る。
- ②利用者の生きがいをバックアップできるサービス提供に努める。
- ③事業所PRを強化し利用者の確保に努める。
- ④平均利用者500人/月（介護予防含）を目標に利用者の確保に努める。

(2) 介護予防通所介護相当サービスの実施

(3) 配食サービス事業の実施（町委託）

- ◇週6回、夕食を配達。生活支援と安否確認を実施。

(4) 障害者地域生活支援事業の実施（町委託）

- ①日中一時支援事業